

京都市社会福祉施設勸奨交付金規則の全部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第144号

京都市社会福祉施設勸奨交付金規則の全部を改正する規則

京都市社会福祉施設勸奨交付金規則の全部を次のように改正する。

京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）

その他別に定めがあるもののほか、社会福祉施設（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）の設置、増築、改築、拡張又は修繕（以下「設置等」という。）をするものに対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、本市における社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的として交付する。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象者は、社会福祉施設の設置等をするもので、市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、社会福祉施設の設置等に要する費用の4分の3に相当する額の範囲内において別に定める額とする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、社会福祉施設の設置等に着手

しようとする日の14日前の日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、社会福祉施設勸奨補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事見積書及び設計仕様書

(2) 収支予算書及び経費明細書

(3) その他別に定める書類

(申請事項の変更等の承認)

第6条 条例第12条第1項の規定による通知を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は社会福祉施設の設置等を中止しようとするときは、社会福祉施設設置等変更・中止承認申請書（第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了の届出)

第7条 交付決定者は、社会福祉施設の設置等の工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により市長に届け出なければならない。

(実地検査)

第8条 市長は、前条の届出があったときは、速やかに実施検査を行うものとする。

(補助金の前金払)

第9条 市長は、条例第21条第2項の規定に基づき、社会福祉施設の設置等の工事の着手前にあっては補助金の交付予定額の3割を超えない範囲内において、当該工事の完了前にあってはその出来高に応じて、それぞれ前金払をすることがある。

2 交付決定者は、前項の前金払を受けようとするときは、社会福祉施設勸奨補助金前金払請求書（第3号様式）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市社会福祉施設勸奨交付金規則第5条の規定により指令書を交付した補助金については、なお従前の例による。

第1号様式(第5条関係)

社会福祉施設勸奨補助金交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(団体にあつては、名称及び代表者名)
	電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。		
社会福祉施設	名 称	
	所 在 地	
	施設の種類	
申請の理由	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 修繕	
費用の総額		円
交付申請額		円
着手予定年月日	年 月 日	
完了予定年月日	年 月 日	
開設予定年月日	年 月 日	

注1 該当する□には、✓印を記入してください。

2 開設予定年月日の欄は、設置の場合についてのみ記入してください。

第2号様式（第6条関係）

社会福祉施設設置等 変更 認申請書
中止

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則第6条の規定により の承認を申請します。		<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
設置等に係る社会福祉施設の所在地及び地番		
行為の区分	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 修繕	
変更の理由及び内容又は中止の理由		

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第3号様式（第9条関係）

社会福祉施設勸奨補助金前金払請求書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
請求者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	請求者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定により補助金の前金払を請求します。	
行 為 の 区 分	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 修繕
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
費 用 の 総 額	円
補 助 金 の 請 求 額	円

注 該当する□には、✓印を記入してください。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)